



# 茨城県報

第 1 7 9 4 号

平成18年 7月31日

月 曜 日

## 目 次

規 則	ページ
( 公 安 委 員 会 )	
茨城県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則.....	1
告 示	
青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課) .....	4
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課) .....	5
土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数に関する公告 (つくばまちづくりセンター) .....	5
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) .....	5
家畜伝染病の発生 (畜産課) .....	6
公共測量の実施 (用地課) .....	6
開発行為の工事完了 (3件) (建築指導課) .....	6
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の縦覧 (総合事務所) .....	7

## 規 則

( 公 安 委 員 会 )

茨城県公安委員会規則第12号

茨城県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成18年 7月31日

茨城県公安委員会委員長 鈴 木 明 夫

茨城県公安委員会等の所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成14年法律第151号。以下「法」という。) 第 3 条及び第 4 条の規定並びに茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成16年茨城県条例第 9 号。以下「情報通信技術利用条例」という。) 第 3 条から第 6 条までの規定に基づき、又は準じて、他の規則に特別の定めのあるもののほか、茨城県公安委員会、茨城県警察本部長又は警察署長 (以下「公安委員会等」という。) が所管する事務に係る手続等について、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う方法に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、法及び情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第 3 条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会等の定めるところにより、次に掲げる事項を法第 3 条第 1 項又は情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第 2 号に掲げる事項を入力することに代えて法令又は条例等の規定により添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

- (1) 公安委員会等が指定する様式に記録すべき事項
  - (2) 当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げるものを除く。）
- 2 前項に規定する入力は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に公安委員会等から付与されるプログラムを正常に稼働させられる機能（公安委員会等からプログラムを付与される場合に限る。）を備えた電子計算機を使用して行わなければならない。
- 3 公安委員会等は、第 1 項第 2 号に規定する事項のうち公安委員会等が定めるものが入力された申請等が行われたときは、公安委員会等の定める期間内及び当該入力事項の確認のために必要な限度において、法令又は条例等の規定により添付すべきこととされている書面等の提出を求めることができる。
- 4 公安委員会等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。
- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の 2 第 1 項及び第 3 項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定により登記官が作成した電子証明書
  - (2) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第 3 条第 1 項に規定する電子証明書
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、公安委員会等の定める電子証明書
- 5 公安委員会等が指定するところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力しなければならない。
- 6 法令又は条例等の規定により書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が法第 3 条第 1 項又は情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項に規定する申請等を行うときは、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。
- 7 第 1 項の書面等又は前項の書面等以外の有体物は、公安委員会等の定めるところにより、法第 3 条第 1 項又は情報通信技術利用条例第 3 条第 1 項に規定する申請等を行った日から公安委員会等の定める期限までに提出しなければならない。
- 8 法令又は条例等の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第 1 項の規定により当該書面のうち 1 通に記載すべき又は記載されてる事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

9 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が第 1 項第 2 号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について定めた法令又は条例等の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項を入力することを要しないものとすることができる。

- (1) 申請等を行う者に係る第 4 項第 1 号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る登記簿の謄本若しくは抄本又は印鑑証明書に記載された事項
- (2) 申請等を行う者に係る第 4 項第 2 号に掲げる電子証明書を送信するとき 当該申請等を行う者に係る住民票の写し又は印鑑証明書に記載された事項
- (3) 電気通信回線を使用して公安委員会等に登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第 2 条第 1 項に規定する登記情報をいう。）の利用を依頼するとき 当該登記情報に係る登記簿の謄本又は抄本に記載された事項  
(電子情報処理組織による処分通知等)

第 4 条 公安委員会等は、法第 4 条第 1 項又は情報通信技術利用条例第 4 条第 1 項の規定により、電子情報処理組織を使用した申請等に対する処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求める場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 公安委員会等は、前項に規定する場合を除き、処分通知等を受けるべき者が電子情報処理組織を使用した処分通知等を受けることを公安委員会等の定める方法により申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 公安委員会等は、前 2 項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等について書面等に記載すべきこととされている事項を、法第 4 条第 1 項又は情報通信技術利用条例第 4 条第 1 項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 公安委員会等は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になったときから24時間以内に記録しない場合その他公安委員会等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第 5 条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第 5 条第 1 項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該縦覧を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第 6 条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第 6 条第 1 項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって記録する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第 7 条 法第 3 条第 4 項又は情報通信技術利用条例第 3 条第 4 項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第 3 条第 4 項各号に規定する電子証明書のいずれかを当該申請等と併せて送信すること又は第 3 条第 5 項に規定する識別番号及び暗証番号を電子計算機から入力する措置とする。

2 法第4条第4項又は情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、公安委員会等の定めるものを当該処分通知等と併せて公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置とする。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、公安委員会等の定めるものを添付する措置とする。

(その他の手続等)

第8条 公安委員会等に係る手続等（法第3条若しくは第4条又は情報通信技術利用条例第3条から第6条までのいずれかの規定の適用を受けるものを除く。）に関し、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、第3条から第6条までの規定の例によることができる。

附 則

この規則は、平成18年8月3日から施行する。

## 告 示

茨城県告示第877号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第8条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として、平成18年7月24日付けで次のものを指定した。

平成18年7月31日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	種類	題 名	配 給 会 社
2406	映画	饗宴	アルチンボルド
2407	映画	煙が目にしみる	アルチンボルド
2408	映画	西瓜	プレノンアッシュ
2409	映画	四十路寮母 男の夜這い床	新日本映像
2410	映画	新日本映像ニュース <四十路寮母 男の夜這い床>	新日本映像
2411	映画	妻失格 濡れたW不倫	オーピー映画
2412	映画	親友の母 生肌の色香	オーピー映画
2413	映画	美姉妹レズ 忌中の日に...	新日本映像
2414	映画	新日本映像ニュース <美姉妹レズ 忌中の日に...>	新日本映像
2415	映画	人妻アナ露出 秘められた欲求	オーピー映画
2416	映画	愛人萌子・性生活	新日本映像
2417	映画	新日本映像ニュース <愛人萌子・性生活>	新日本映像
2418	映画	平成未亡人下宿 痴漢みだら指	新東宝映画
2419	映画	淫婦義母 エマニエル夫人	新日本映像
2420	映画	新日本映像ニュース <淫婦義母 エマニエル夫人>	新日本映像
2421	映画	浮気妻 ハメられた美乳	オーピー映画

## 茨城県告示第878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成18年7月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年7月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 守谷市大字百合ヶ丘2丁目2784番29地先から  
守谷市大字百合ヶ丘2丁目2784番103地先まで
- 3 供用開始の期日 平成18年8月28日

## 茨城県告示第879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成18年7月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年7月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 野田牛久線
- 2 供用開始の区間 守谷市大字百合ヶ丘2丁目2672番10地先から  
守谷市大字ひがし野1丁目78番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成18年8月28日

## 茨城県告示第880号

平成18年9月3日に執行する研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定によるすべての異議について決定を終わり、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により公告する。

平成18年7月31日

茨城県つくばまちづくりセンター長 小 林 正 樹

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 15人
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 1人

---

## 公 告

---

## 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成18年9月19日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成18年7月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成18年 7月19日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まいへの里

(設立認証：平成17年12月15日，設立：平成17年12月20日)

## 3 代表者の氏名

長谷川 大 洋

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県石岡市真家1649番地25

## 5 定款に記載された目的

この法人は、石岡市および周辺地域の知的障害者や家族が、この地域で安心して生活できるよう、対象者のニーズに応じた通所や日常生活支援に関する事業を行い、地域の福祉に寄与することを目的とする。

## 家畜伝染病の発生について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜伝染病の発生について届出があったので、同条第4項により公示する。

平成18年 7月31日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発 生 年 月 日	転 帰	備 考
ヨ－ネ病	牛	患畜	2頭	稲敷郡 美浦村	平成18年 7月7日	家畜伝染病予防法 第17条の規定により 殺処分	
			1頭	牛久市	平成18年 7月7日		

## 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年 7月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 測 量 機 関 坂東市
- 作 業 の 種 類 公共測量 (1/2500 デジタルマッピング)  
撮影縮尺 1 : 10,000
- 作 業 期 間 平成18年 7月13日から平成19年 3月20日まで
- 作 業 地 域 坂東市全域

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成18年 7月31日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市正上内12268番40

## 2 事業主の住所及び氏名

石岡市若宮 1 丁目 4 番 5 号

有限会社 大関

代表取締役 大 関 晃

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市下稲吉字角来前2333番 5

## 2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市下稲吉2605番地 6

関 貴 浩

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市中佐谷字上平753番 1

## 2 事業主の住所及び氏名

水戸市赤塚 1 丁目400番地の 3 (シティハイム赤塚B棟103号)

井 坂 寛 史

## ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の縦覧

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「法」という。)

第 8 条の規定に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の提出があったので、法第 9 条の規定等に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成18年 7月31日

茨城県県北地方総合事務所長 菊 池 明 徳

茨城県鹿行地方総合事務所長 自 見 友 一

茨城県県南地方総合事務所長 河 原 井 忠 男

茨城県県西地方総合事務所長 福 地 省 行

## 1 縦覧に供する書類

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書

## 2 縦覧期間

平成18年 8月 1 日から平成19年 6月30日まで(茨城県の休日を定める条例(平成元年条例第 7 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。)

## 3 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

## 4 縦覧場所及びその所在地

縦 覧 場 所	縦覧場所の所在地
茨城県県北地方総合事務所 環境保全課	水戸市柵町一丁目 3 番 1 号
茨城県鹿行地方総合事務所 環境保全課	鉾田市鉾田1367番 3 号
茨城県県南地方総合事務所 環境保全課	土浦市真鍋五丁目17番26号
茨城県県西地方総合事務所 環境保全課	筑西市二木成615番

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)